

一関市議会 総務常任委員会 記録

会議年月日	令和6年7月31日(水)			
会議時間	開会	午後1時30分	閉会	午後3時20分
場 所	第2委員会室			
出席委員	委員長 沼倉 憲二		副委員長 佐藤 幸淑	
	委員 小岩 寿一		委員 千葉 栄生	
	委員 佐々木 久助		委員 岩 渕 典仁	
	委員 武田 ユキ子		委員 千葉 幸男	
遅刻	遅刻 なし			
早退	早退 なし			
欠席委員	欠席 なし			
事務局職員	石川主査			
出席説明員	菅原総務部長、財政課長 ほか4名 小野寺まちづくり推進部長、千葉建設次長 ほか5名			
本日の会議に付した事件	<ul style="list-style-type: none"> ・普通財産(建物)の管理と利活用について ・中里市民センター建設工事について 			
議事の経過	別紙のとおり			

総務常任委員会記録

令和6年7月31日

(午後1時30分 開会)

委員長 : おはようございます。

ただいまの出席委員は8名です。

全員の出席ですので、これより本日の委員会を開会します。

録画、録音、写真撮影を許可しておりますので、御了承願います。

本日の案件は、普通財産(建物)の管理と利活用について、それから、中里市民センター建設工事についての2つを行います。

普通財産(建物)の管理と利活用につきましては、説明員として総務部長の出席を求めました。

中里市民センター建設工事につきましては、説明員として、当局からまちづくり推進部長、建設部長の出席を求めたいと思います。

委員長 : これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 御異議ありませんので、議長を通じて、まちづくり推進部長、建設部長の出席を求めるといたします。

暫時休憩します。

(休憩 13:30~13:30)

委員長 : 再開します。

本日の委員会の終了予定時刻は午後3時半を予定しております。

皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

これより所管事務調査を行います。

初めに、普通財産(建物)の管理と利活用についての調査を行います。

まず、調査の進め方についてですが、最初に、当局に対して、委員から提出いただいた質問事項に対する説明を求めます。

その後、質疑を行いたいと思います。

それでは、初めに委員からの質問事項に対する説明を当局に求めます。

なお、説明は要点を絞って簡潔にお願いいたします。

菅原総務部長。

総務部長 : それでは、所管事務の調査につきまして御説明をさせていただきます。

ただいま委員長からもお話がありましたとおり、あらかじめ9項目について御質問を頂戴しておりましたので、その項目順に資料に沿って説明をさせていただきます。

では、具体的内容につきましては、財政課長から説明いたさせます。

委員長：西山財政課長。

財政課長：総務部財政課の西山と申します。

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、2ページを御覧いただきたいと思います。

質問事項の1で頂戴しました市の公会計において「普通財産（建物）」の評価額と経年減価の考え方についてです。

こちらのうち、上の表がありますけれども、上の表が普通財産の建物の状況となっております。

令和4年度末の行がありまして、左から件数、取得原価、減価償却累計額、帳簿価額、減価償却率と記載しております。

令和4年固定資産台帳上の数字になりますけれども、令和4年度末時点で356件、取得原価が約98億2,300万円に対して、減価償却累計額は、切捨てで申し上げますけれども、86億3,700万円ほどとなっております。

帳簿価額は約11億8,500万円となっております、減価償却率は87.93%となっております。

その下の行は令和3年度末の状況となっております、そのさらに下が令和4年度と令和3年度の比較となっております。

なお、表の中の減価償却率につきましてはの説明ですけれども、耐用年数に対しまして、資産の取得からどの程度経過しているのかを把握することができるものでありまして、100%に近いほど老朽化が進んでいることを示しております。

また、下の表は、行政財産の建物の状況となっております。

参考としてお目通し願いたいと思います。

次に、3ページを御覧いただきたいと思います。

建物の評価額及び経年減価の考え方についての説明であります。

市では、平成27年に国（総務省）が作成した「統一的な基準による地方公会計マニュアル」に記載されている資産評価及び固定資産台帳整備の手引を基に、平成28年度決算に係る財務書類の作成から次のとおり整理しております。

黒い四角の箱ですけれども、建物の評価基準及び評価方法につきましては、原則として取得原価とし、こちら取得にかかった費用ですが、としておりまして、再評価は行わないこととしておりますが、ただし固定資産台帳を整備した最初の会計年度であります開始時の評価基準及び評価方法は取得の時期により、次のとおりとしたところです。

まず、昭和59年度以前に取得したものにつきましては再調達原価、これは取得原価が不明な場合に用いられる計算方法でして、同様の建物を再度取得する場合にかかる費用を計算した金額になります。

また、2つ目、昭和60年度以後に取得したものにつきましては、取得原価が判明しているものについてはその取得原価、取得原価が不明なものについては再調達原価としております。

また、次の四角ですけれども、減価償却の方法については、毎会計年度減価償却を定

額法によって行っております。

各会計年度の減価償却額は、当該建物の取得原価等に耐用年数に応じた償却率を乗じた額としております。

次に、4ページを御覧いただきたいと思います。

2、施設の貸付けと処分の考え方と具体的な対応について説明いたします。

初めに、建物の貸付けの状況ですけれども、令和5年度と令和4年度というようにしております。上の段が無償貸付、下の段が有償の貸付け分となっております。

そのうち、下の段、有償の貸付けの状況ですけれども、令和5年度は、建物は16件、金額にして括弧書きのところで1,043万6,000円です。

下の段の令和4年度のそのさらに下の段の状況は16件で、金額は1,054万2,000円となっております。

次に、下のほうになります。

建物の売払いの状況です。

こちらは令和5年度、令和4年度ともに2件ずつでありました。

収入金額は右の欄に記載しているとおりで、令和5年度は54万円、令和4年度は168万3,000円となっております。

米印の説明になりますけれども、売払いの方法などですけれども、売払いについては毎年度、一般競争入札で落札者を決定しておりますが、一般競争入札で落札者がいない場合は、期間を定めて先着順により随意契約で落札者を決定しております。

また、単独での利用が困難な建物につきましては、一般競争入札ではなく随意契約の方法により売却をしております。

次に、5ページを御覧いただきたいと思います。

3の公共施設の処分方針において、譲渡する場合の相手方の意向等への対応と廃止の場合の地元意向の確認方法についてです。

こちらにつきましては、施設保有の見直しにおける基本的な進め方のおり進めているところになります。施設の利用者や関係団体などとの意見交換の場を持ち、その意見交換の場に出た課題の洗い出しを行い、課題に対する対応案の検討を行うという流れで進めております。

以下の内容につきましては、6月の先日の総務常任委員会で説明させていただいた内容と同じものでしたので、本日は説明を省略させていただきまして、次に、6ページを御覧いただきたいと思います。

4の普通財産（建物）の日常の適切な管理体制について説明いたします。

財政課あるいは各支所の地域振興課で見回りを実施しております。自然災害の発生などの後に損傷箇所が発見された場合には、今後の利用状況を勘案して維持修繕を行っているというような状況であります。

これらの普通財産の建物につきましては、全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済に加入しております。

自然災害などにおける建物の修繕費用に対する補填を受けているところです。

次に、7ページを御覧願います。

5番の先導的な取組による施設保有の見直し方針で、それぞれの施設保有の見直し計画の進捗状況、特にも廃止・譲渡の施設についてであります。

施設の進捗状況について説明を申し上げます。

施設の保有見直し方針において、廃止・譲渡・転用・規模縮小、これらを保有縮減と位置づけておりますけれども、この施設の数、それぞれ記載はしていなかったのですけれども、廃止の方針の施設は25施設、譲渡の方針は39施設、転用が3施設、規模縮小が6施設でして、合わせて73施設であります。

こちらにつきましては、先ほど申し上げましたように、施設保有の見直しを進めるに当たっては、施設の利用者や関係団体などとの意見交換の場を持ち、意見や課題などを把握して進めております。

そして、その出席者からの意見などを基に、施設ごとの見直し区分のとおり進めることについての進捗状況を令和5年度末時点で、こちらのほうで事務的に4つのグループに分類してみたところが、以下の表になっております。

A B C Dと4つのグループで分類した場合ですけれども、Aのグループは譲渡・廃止・転用・規模縮小といったこの見直しの区分の内容を可とするものと、それからBについては条件次第で可とすると、Cにつきましては現状維持としてほしいというようなグループ、Dにつきましては現時点では未定というような意向があった施設になります。

以下につきまして、グループごとの施設は、このページを含め10ページまでに整理しております。

こちらの7ページのほうには、グループAの見直し区分の内容を可とする施設の一覧になります。

また、この表の中で、取消し線を引いている施設がありますが、こちらにつきましては、計画に基づく取組が完了したことを示している意味でありますので申し添えさせていただきます。

8ページを御覧いただければと思います。

こちらは条件次第で可とするグループになります。

現時点では23施設となっております。

それで、条件次第で可という、その条件の内容について口頭で数を申し上げますと、例えば譲渡後の施設管理の運営経費を市の支援という形で引き続き検討していただきたいというような意見をいただいているところ、また、同じ地域にある同じ種類の施設を全て廃止するのではなく、数か所に集約してほしいという意見、それから施設を譲渡する前に施設の修繕を行ってからにしてほしいという意見、また、施設廃止後に代わりとなる代替施設を確保してほしいという意見といったものをいただいております。

次に、9ページを御覧いただきたいと思います。

9ページは、施設の保有見直しの方針に対しまして、管理体制を含めてになりますけれども、現状維持をしてほしいというように意見をいただいている施設になります。

24施設あります。

次に、10ページを御覧いただきたいと思います。

こちらは、市の施設保有の見直し方針に対しまして、利用者ですとか、地域の方々の意向につきまして、未定であるですとか、そういった理由で現時点で把握できていないというようなグループの施設になっております。

7施設あります。

次に、11ページをお願いいたします。

こちらでは、質問としていただきました6番、施設保有に係る財源の確保の現状を伺いたい。

また、計画を遂行するに当たっての財政経営の改革（持続可能な財政基盤の構築）への取組事例があれば伺いたい。

7、施設保有の見直し方針では、全体的に支出に関わることだけが数値として表されているが、利活用として収入という観点では捉えていないか伺いたいというところであります。

こちらにつきまして、施設保有に係る財源の確保の状況につきましては、1つ目として、公共施設等総合管理計画に基づく施設改修等は、主に過疎債などの地方債を財源に実施しております。

また、公共施設等総合管理基金の設置により公共施設等の適正な配置、または長寿命化に関する事業に係る財源を確保しております。

それから、施設自体で財源を確保している取組としまして、ネーミングライツ（施設命名権）事業により自主財源の確保に努めております。

それから、広告掲載事業による自主財源の確保。

また、公共施設スペースの有効利用による自主財源の確保。

こちらは自動販売機収入などになりますけれども、そういったもので自主財源の確保に努めております。

次のところで、財政経営の改革（持続可能な財政基盤の構築）の取組ですが、未利用公有財産の積極的な処分による財源の確保、これは一般競争入札、先着順による売却などになります。

また、普通財産の借受人に対しまして、優先的に譲渡を検討する。

売却が可能な建物につきましては、契約が更新されるときなどに買受の意思を確認するというようなことにしております。

実際には、貸付けしている普通財産のほとんどが耐用年数に近く、または過ぎていた資産でして、資産の価値があまりないことから、売却の対象となることは難しいというような状況にあります。

また、公益的な利用が期待される普通財産や譲渡が困難な公有財産の活用としましては、建物を解体するまでの期間の貸付け、定期借地による貸付けなどを行っております。

次に、12ページをお開き願います。

8の施設全体の見直し内容は理解したが、見直し計画を実施するに当たり、施設ごとの実施スケジュールが必要と思うが、考えを伺いたいという質問をいただきました。

施設ごとの見直し計画、進捗状況の管理などにつきましては、公共施設等総合管理計画第1期中期計画に基づく、先導的な取組による施設保有の見直し方針により、施設保有の見直し区分ごとに取り組んでおります。

それぞれの区分の取組につきましては、施設の所管課で作成しておりますが、財政課で進捗状況を取りまとめしております。

初めに、先導的な取組による施設保有の見直し方針において、施設の長寿命化や転用などを検討する。

保有維持等区分した施設についてです。

この区分の施設につきましては、壊れてから直すという修繕よりも、壊れる前に計画

的に修繕を行う「予防保全」を基本としております。

そのため、施設ごとの更新や修繕などの内容や実施時期をまとめた保全工事の予定表である個別施設計画を策定し、保全費用の縮減に取り組んでおります。

この個別施設計画は、今後の事業費の見通しを立てまして、効率的な予算執行を図るため、向こう10年度分の計画を作成し、毎年度更新していくこととしております。

一方、先導的な取組による施設保有の見直し方針において、施設の譲渡や廃止などを検討する保有縮減と区分した施設につきましても、施設ごとに施設保有見直し管理シートというものを作成して、進捗状況が見えるようにしているところです。

管理シートには、取組目標と期限、年度ごとの目標、目標達成のための工程と実績、課題と解決などを記載することとしております。

次の13ページには、ただいま説明しました個別施設計画になります。

令和5年度から令和14年度までの10年度分の施設の分類ごとの事業計画をまとめた表になっております。

こちらについては、本年の3月に作成したもので、市のホームページにも公表しているものになります。

次に、14ページをお開き願います。

こちらにつきましては、施設保有の見直しの管理シートになります。

こちらは、ホームページには公表はしておりません。

次に、15ページをお開き願います。

9として、耐震強度を満たしていない廃校舎の対応と活用適合基準の考え方についてです。

まず、学校校舎は平成20年頃になりますけれども、耐震診断を一斉に行っております。前回の総務常任委員会でも御説明をしましたが、小・中学校の閉校校舎44校ありますが、そのうち未利用となっているのが21校となっております。

このうち、耐震診断が未実施であるのが藤沢小学校と徳田小学校の2校です。

この2校は、学校統合が見込まれるため診断の実施を見送ったものになります。

また、I S値、こちら構造耐震指標と呼ばれるものですが、こちらの表の中に記載しておりますが、I S値が指標未満の校舎で、耐震補強を行っていないのが1校、磐清水小学校でございます。

その他の小・中学校は耐震基準を満たしている耐震補強工事を実施済み、または耐震診断の対象外の木造校舎となります。

16ページをお開き願います。

最後に、先日の6月27日の総務常任委員会において、回答を保留させていただきました事項について御説明いたします。

初めに、閉校校舎への太陽光発電装置の設置状況ですが、閉校した校舎には太陽光発電装置は設置されておりませんでした。

なお、現在設置されている学校につきましては、小学校5校、中学校2校に設置されております。

次に、閉校校舎への立入規制の状況ですが、規制を行っているのが2校、奥玉小学校と磐清水小学校となっております。

敷地そのものへの立入りを制限しているのが1校、千麿小学校となっております。

普通財産である山林の地域別面積につきましては、17ページのほうに記載いたしましたし、それから、木造、非木造、それぞれ建物の件数と延べ床面積につきましては、18ページと19ページに内訳等を記載しておりましたのでお目通しいただきたいと思います。
以上で説明を終わらせていただきます。
よろしく願いいたします。

委員長：大変ありがとうございました。

ただいま委員からの質問事項に対する説明がありましたので、これよりただいま説明を受けた内容の質疑を行いたいと思います。

初めに、質問事項を提出いただいた委員の皆さんから、当局の説明に対して、再質問等があれば発言をお願いしたいと思います。

千葉栄生委員。

千葉（栄）委員：15ページの9、耐震強度を満たしていない廃校舎の対応と適合基準の考え方についてということで私が質問させていただきました。

説明は分かったのですけれども、要はここで言えば耐震を満たしていないのは磐清水小学校の1校だけだということところが、私も初めて分かったのですけれども、この基準を満たしていないものを今後どうするのかということの説明が欲しかったのですけれども、それを前のページでいけば、個別計画の中のどこに含まれていくのか。

何年度の計画に入っているのかということも、もし分かるのであれば教えていただければと思います。

委員長：西山財政課長。

財政課長：まず、現在見直しを進めている施設につきましては、まさに現在、行政目的で使用している施設について、保有を継続するか、または廃止するかというようなところでして、それで13ページ、14ページの部分とはまた別の話になります。

次に、15ページでこれらは全て閉校した後の校舎になりますけれども、現実的には耐震強度が達成されていない建物につきましては、住民の方の利用も難しいということもありますので、建物については将来的に解体することになるものと思っております。

委員長：千葉栄生委員。

千葉（栄）委員：ありがとうございます。

将来的には解体するものということは分かったのですけれども、そのめどはまだ立っていないということですのでよろしいでしょうか。

委員長：西山財政課長。

財政課長：建物の解体につきましても費用がかかりますので、計画的にというようなところで、現時点では磐清水小学校の解体時期は未定となっております。

委員長　：千葉栄生委員。

千葉（栄）委員：やはり活用が見込まれない、そして見込めない建物ということが分かっているわけですから、予算のこともあると思うのですけれども、早期に解体をしてもらえりょうな計画にしてもらえればと思いますのでよろしくをお願いします。

委員長　：佐藤委員。

佐藤委員：私からも何点かお願いしたいと思います。

まず初めに11ページなのですけれども、財源の確保の現状ということで、公共施設等総合管理基金の設置というようなことでございましたので、その基金が今どれぐらいになっているのかというのをお知らせ願いたいと思います。

また、4段目の広告掲載事業による自主財源の確保ということなのですけれども、この広告掲載事業、具体的にもそうなのですけれども、また一步踏み込んで、他の市町村では様々いろいろな部分で収入という活動をやっているのですけれども、この広告掲載に頼っているわけではないと思うのですけれども、これを柱としていくのか、あるいは今後もっともっと間口を広げていくようなお考えなのかをお聞かせ願いたいと思います。

あと、12ページのほうなのですけれども、個別施設計画というところで、向こう10年分の計画ということで今回お示しをいただきましてありがとうございます。

その中で気になったのが、下段のほうの下から2番目の米印で、今回のこの計画のその事業総額という部分は、あくまでも調整した事業費であって、予算額とは一致しませんというような御説明なのですけれども、ここを理解できないのもう少し教えていただきたいのと、ということは、この表の右の合計の数値も違ってくるというような見方をすればいいのかも教えていただきたいと思いました。

あと、保有縮減の関係で、見直し管理シートというようにところで見える化していきますよということで、シートのホームは見させていただいたのですけれども、これ私聞き漏らしたかあれですけれども、ホームページ等で随時更新していくものなのか、そこだけ確認をお願いします。

委員長　：西山財政課長。

財政課長：まず、公共施設等総合管理計画を推進するための基金の状況ですけれども、こちらは令和5年度に議会の承認をいただきまして設置した基金で、初年度に4億円積立てさせていただきまして、令和6年度の当初予算で6,900万円を取り崩して、令和6年度の計画推進の財源の一部に充てさせていただいているところです。

今後も積立てをして、また、取崩しをしながら、ということで計画的に基金のほうを活用しながら進めていく予定となっております。

次に、広告掲載事業につきましては、現時点で取組としては、例えば広告掲載事業の例を申し上げますと、市役所庁舎のロビーのところありますけれども、周辺の案内板の設置に係る広告料、こちらは年間で42万2,400円といったところでの収入があります。

それから、一関市総合体育館の一関ヒロセユードーム、こちらの西側の階段の踊り場に壁面広告がありまして、こちらにも3年間で4万1,000円ほどといったところが広告掲載事業としての収入になります。

これらについてさらに拡大していくということも、今後検討してまいりたいと思っております。

それから、3つ目の個別施設管理計画の説明だったのですが、予算は単年度で承認いただいているものになりますので、令和6年度以降の部分については未定となっておりますので、そういう意味で、令和5年度につきましては予算に合わせた形になっておりますけれども、令和6年度以降は原則として未定ということになります。

また、その施設によっても、当初予定していた時期と異なる時期で別の修繕というのが入ってきたりもすることがありますので、随時見直しされていくというようなことになります。

それから、施設保有の見直し管理シート、先ほどホームページで公表していると申し上げましたのは、個別施設管理計画のほうでして、施設保有の見直し管理シートは、この各施設の施設担当課が地域の方と話し合いなどをしながら事務的に作成する資料ということもありまして、内部的なものにとどめておりまして、こちらの公表はホームページではしていないところです。

以上です。

委員長：佐藤委員。

佐藤委員：ありがとうございます。

まず初めの公共施設等の基金のほうなのですが、4億円から取り崩してというようにお話なのですが、これってこういうようにある程度、目安的部分なのかもしれませんが、10年スパンで計画を立てている中で、大体、年度単位でこれぐらいを目標にして積み立てようという具体的な数字であったりとか、そういうのは当然あると思うのですが、そこを教えてくださいというように思いました。

あと、最後の見直し管理シートなのですが、私は個人的な部分で言うと、やはり地域の方というか、多くの市民の皆さんとも情報共有も含めて、ある程度お示したほうがいいのではないかと考えてはいるのですが、非公開にした意図といいますか、公表を今後もしない方向だということですが、その理由を教えてくださいたいと思います。

委員長：西山財政課長。

財政課長：基金の積立ての見直しにつきましては、10億円を目安としまして、毎年度4億円ずつ積み立てる予定にしております。

それから、2つ目の見直し管理シートにつきましては、本当に事務的な話になってしまうのですが、担当課が作成して、それで担当である財政課が進捗状況を確認するという意味で、やり取りの中で使用しているシートでして、原則的には公表を前提としない形、実際の地域との話し合いの中でこういったところが具体的に課題になっている

というところをお聞きしたり、確認するシートというような使い方をしておりました。

そういったところで、今時点では公表は考えていなかったところです。

委員長：この際、委員として質疑をしたいので、暫時、副委員長と交代します。

副委員長：それでは、暫時、委員長の職務を行いますのでよろしくお願いいたします。

質疑を行います。

沼倉委員。

沼倉委員：何点か質問事項を出した中で、最初は評価額と経年減価の考え方の中で、1年間で約1億3,500万円に、減価がなっているという見方をしたのですけれども、そうすると、あと8年ぐらいで普通財産の建物の価値がほとんどなくなってしまうのではないかという捉え方をしたわけですが、その辺の捉え方でよろしいかどうか確認したいと思います。

それから、次に、3つ目に最終的に譲渡する場合、あるいは、廃止する場合の地元の意向の確認方法ということを確認しましたが、書いてあるのは、何件あったということと、確認をどうするかというのがなかなかこの説明では出てこない、何を言いたいかということ、役員に説明をして特に問題なかったから、地元の確認が取れたという捉え方をしているのではないかと、地域から見ると、全然知らなかったというような声があって、それがまた振り返ってきて地域の問題になっていくのではないかと思うから、実際その地域の理解を得て、譲渡やら廃止を進めたいという基本は聞いたのだけれども、実際それをどう確認して対応しているかをお伺いしたいと思います。

その関連で、このA B C Dというような表示の中で、横棒を引っ張った施設が何か所かあります。

それは、そういう地元の確認が終わって、廃止になりそういうことで方針が決まったという施設とみなしていいのかどうか、その辺お伺いしたいと思います。

副委員長：西山財政課長。

財政課長：まず、経年減価につきましては、計算上1億3,500万円ということで1年に減価していきまして、さらに減価が進んでいくわけなのですけれども、初めに申し上げたように、この評価額については取得したときの価格を基本としておりまして、その後例えば改修したり直したりとした部分が評価に入っていない形になっております。

ですので、実際的には建物の価値としては、修繕とか更新をしていけばある程度保たれていくものになっているという実情があります。

それから、なかなか普通財産の価値が上がっていかないという理由の一つには、現在、現に無償貸付などで貸付けて、貸付先のほうで管理している建物がありますので、そちらにつきましても台帳上、価値は下がっていくのですけれども、実際には利用していただいている施設というような捉え方をしております。

それから、2つ目の譲渡に関しての地元の意向の確認の方法につきましては、こちら

についてはまさにおっしゃるとおりで、施設の所管課が地域に入って行って、一体誰と交渉しているのですかというところも財政課のほうで確認させていただいております。

聞きますと、確かに役員と話をしていきますという、なかなか役員から了解いただけていませんというような話合いの段階のところもありますし、あるいはもう少し地域を広めて地元の説明会というのを開きまして、役員だけでなく施設の利用者ではない方も含めて、地域全体で説明をしているというような施設もあるというように聞いております。

仮に役員だけで決めているというようなことにならないように、財政課としては今後も施設担当課と状況について確認したり、あと助言をしたりというようなことで進めていきたいと思っております。

それから、3つ目の抹消線をさせていただいた施設につきましては、条例の中で建物が列挙されている中から削除の手続きを取っている条例の改正というか廃止というか、そういった手続きを取っている施設になっております。

以上になります。

副委員長：沼倉委員。

沼倉委員：ありがとうございます。

最初の経年減価の考え方ですけれども、確かに修繕などをやるから若干帳簿価格の変動があるというのは分かるのだけれども、基本的に1年置くたびに1億3,500万円ずつ、今の普通財産の建物の価値が下がっていくと、これは間違いないのではないかと思います。

私どもが言っているのは、ある面で早くこれを急がないと、要するに財産価値どころか大変なお荷物になると、もう使う見込みはなくなって、帳簿上の価値があっても全然資産として活用できないのではないかとということで、本腰を入れる必要があるのではないかとという視点から今聞いたのですけれども、1億3,500万円ずつ毎年減価償却という価値が下がっていくというのは、意外に市の財産の管理として非常に重要視する必要があると思いますけれども、その辺の対応についてどう考えているか、お伺いしたいと思います。

それから、2つ目の地元の意向の確認、課長からはそのとおりのお話ですけれども、意外にこれ苦労すると思いますけれども、ここを吟味しないと、後々なかなか手続が進まないのではないかと思います。

私の身近なケースでそういう話を聞いていますので、どの場面で地元の了解をもらったという判断をするかというのは難しいと思いますけれども、その辺は特に大事にして地域の理解をもらって、廃止なり譲渡するという中身をやはり確認する一つの基準というのがあったほうがいいのではないかと思います。

今日の回答の中に、その辺は方針が示されておきませんので、これを明確にこういう方針でやるという中身はやはり明確に示していただきたいと思いますが、そのような考えはないかどうか、お伺いしたいと思います。

副委員長：西山財政課長。

財政課長：ありがとうございます。

耐用年数が高いもの、市有財産につきましては、一般に競争入札にしても随意契約にしても価値のあるものについて買っていただくというようなこととなりますので、優先度の高いものになると思いますので、耐用年数が落ち切ってしまって売れ残りになるというようなことにならないように気をつけていきたいと思います。

行政財産から普通財産に移管されたものにつきましては、活用方法を検討してまいりたいというように思っておりますので、よろしく申し上げます。

それから、地元の了解の仕方についての明確な基準というの、現時点で定めていなかった部分になりますので、こちらも内部的に議論をして地元の方の了解の下で計画が進められるようにしてまいりたいと思います。

副委員長：それでは、委員長と交代いたします。

委員長：ただいま、あらかじめ質問事項を提出いただいた委員の皆さんから質問してもらいましたけれども、質問の提出がなかった委員からも、ただいま説明があった内容について質疑があれば発言をお願いしたいと思います。

千葉幸男委員。

千葉（幸）委員：16ページに太陽光発電装置の設置状況があるけれども、私がこの前、湧津小学校の屋根に太陽光発電パネルがあると言ったけれども、確認はしていないのですか。

閉校校舎なしと書いている。

実際に設置されていますから。

委員長：西山財政課長。

財政課長：大変申し訳ありません。

教育委員会に再度確認したいと思います。

委員長：千葉幸男委員。

千葉（幸）委員：それと、閉校校舎の立入規制、これは奥玉小学校と磐清水小学校ですけども、花泉地域には7つの小学校があるのです。

草がぼうぼうで柳が生えているというような指摘もされています。

その管理は誰がやるのか。

管理されているグラウンドもあるけれども、そうではない、もう今は一切使用禁止ですから、車が入っていたりしているという状況のところもある。

だんだん柳が生えてきたら始末に負えなくなると思うのだけれども、その取扱い、普通財産の取扱いはどこが管理しているのか、支所で管理しているのですか。

委員長：西山財政課長。

財政課長：閉校校舎につきましては、ここ数年で一気に増えた状況がありまして、教育部のほうも、また財政担当のほうでも少し対応について苦慮しているところがあり、また地域の方にも行き届かないところがあって御迷惑をおかけしている部分があると思っております。

本年度予算のほうで環境管理の部分の予算をつけていただきましたので、支所のほうと予算の使い方について相談して、お話し合いがついた学校につきましては、主に地域の方にお願ひすることになると思うのですけれども、ある程度、市のほうからも謝礼という形でお願ひするというようなことで進めております。

そのうちに地域の方を通じて御相談させていただくことになると思いますが、よろしくお願ひします。

委員長：千葉幸男委員。

千葉（幸）委員：廃校校舎は、市とすれば産業用に貸付けなり譲渡したいと言っているのですが、やはり適切な管理をしていかないと、なかなか貸したり売ったりというのは無理になってくると思いますので、自分ごとみたいに思って管理しないと、お金に変わらないと思うのですよね。

それから、校舎の立入りは全部禁止したほうが良いと思います。

車に入られてグラウンドに車輪の跡とかついたら、なかなか誰もいないので管理など全くできないと思うので、バリケードを張るとか何かして、校庭ばかりではなく、学校そのものにも入れないような状況にしたほうが良いと思うのですが、どうでしょうか。

委員長：西山財政課長。

財政課長：これまで入口から入ってなりませんというようにしているところは多くなかったのですが、今いただいたお話も含めまして検討させていただきたいと思います。

委員長：そのほか、委員の皆さんから何か質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長：なければ質疑を終わります。

以上で、普通財産（建物）の管理と利活用についての調査を終わります。

総務部長をはじめ職員の皆さんには、お忙しいところ御出席をいただきましてありがとうございました。

ここで職員退出のため暫時休憩します。

御苦労さまでした。

（休憩 14：19～14：28）

委員長：再開します。

次に、中里市民センター建設工事についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長：本日は、中里市民センターの建設工事についての説明にお時間いただきまして誠にありがとうございます。

中里市民センターの建設工事につきましては、工事を再開した後、6月6日の総務常任委員会におきまして、設計内容の疑義の検証結果と工事再開後の工期の見通し、それから今後の契約関係の手續についてというようなことで説明をさせていただいたところでありましたが、6月19日に、市の職員がいわゆる官製談合防止法違反で逮捕されたことに起因し、工事を発注した側、それから工事を受注した側に逮捕者が出ました中里市民センター建設工事については、7月1日から7月30日までの31日間の工事の一時中止としたところであります。

本日の常任委員会では、6月6日に説明させていただいた以降の建設工事の経過、それから明日8月1日からの工事の一時中止と、それから中里市民センターの仮会議室の設置について説明をこれからさせていただきたいと思っております。

お配りの資料を御覧いただきたいと思っております。

1の中里市民センター建設工事の経過等についてであります。①につきましては、設計の疑義による工事の一時中止した期間であります。

それから、②につきましては、工事の一時中止を行った期間と、それから中断期間分を含めた111日分について、6月3日に工期の変更をしたというようなものであります。

③につきましては、工事を再開した6月3日から6月30日の間の工事の内容について記載させていただいております。

④につきましては、官製談合防止法違反に係る工事の一時中止の期間であります。

これにつきましては、先ほど冒頭に申し上げた内容でありますので省略させていただきます。

⑤につきましては、明日8月1日からの工事再開が現在できる状況ではないというようなことで、工事の一時中止をするというようなものであり、内容につきましてはこの後、都市整備課長のほうから説明をさせていただきます。

次に、2の中里まちづくり協議会からの要望による仮会議室の設置についてであります。これは7月5日付で、中里市民センター建設事業に係る緊急要望事項として、中里まちづくり協議会のほうから要望があったものであります。

要望につきましては、中里市民センターの完成時期が不透明なため、市民センター利用者、地域協働体の活動におきまして、多大な不都合が生じていると、利用室の不足解消のために新しい市民センター供用開始までの間、仮会議室を設置されたいというようなものであります。

このため、次の議会におきまして、次の②の内容で補正予算を提案させていただくというようなものであります。

なお、緊急要望では、今申し上げた仮会議室のほか、工事のための仮囲いの一部撤去と掘削土砂等の除去についての要望もあり、これらについても早急に対応することで準

備を進めているところであります。

私からの説明は以上となりますが、明日からの工事の一時中止の詳細について都市整備課長から説明をいたします。

委員長：千葉都市整備課長。

都市整備課長：それでは、私から工事中止についての説明をいたします。

8月1日からの工事中止について説明いたします。

本工事は、設計図の修補により、6月3日から再開され、来年の完成に向けて進めてきたところでございます。

市は設計の疑義に起因する3月5日からの工事の一時中止を行いました。中里市民センター完成時期の遅れをこれ以上延ばすことのないよう進めてまいりたいと考えておりました。

そのため、6月通常会議の最終日の予定で、工事の変更議案を提案する準備を進めていたところであります。

しかしながら、先ほどまちづくり推進部長が話しましたとおり、官製談合防止法違反等による設計に関わった職員の逮捕事案があり、そのような状況下では議会に審議いただける環境にないと判断し、議案の送付を見送り、工事の一時中止としたところであります。

今回の8月1日からの工事の一時中止についてであります。工事再開後の施工を進めていく段階で、工事監理者から適正な施工が困難な設計内容であり、設計図と工事等の照合確認や検査等の工事監理業務が適切にできない状態となっているということと、業務委託契約書約款に基づき、工事監理業務の履行条件について予期することのできない想定外の特別な状態が生じた状態であり、この設計内容では、契約上の目的を適正に履行することができないとの申出がありました。

また、建設工事の施工業者からは、本体の修補について契約図書で示した適正基準を満たすため、柱やはりの大きさ、躯体断面でございませけれども、を変えずに鉄筋を増やしましたが、施工図の検討において鉄筋が混み合い、コンクリートの打ち込みが適切にできない懸念や鉄筋相互の適切な空き寸法が確保できない箇所等が見受けられ、配筋の仕方だけで対処できる範疇を超えているといった申出があったところであります。

また、両社からは、これらの内容について部分的な修正で対処したとしても、適切に施工できない設計内容であることは変わらないため、今後も同様のことが繰り返され、そのたびに工事が止まることが想定されるため、根本的な解決を要するとの申出がありました。

このままでは建設工事に大きな影響を生じるため、今後の進め方について内部で検討し、工期などなるべく影響のない方法で工事を進めることができるよう、修正が可能かどうかについて工事監理者に検討を依頼したところであります。

修正が可能かどうかについて検討いただいた結果は、工事監理者からおととい、7月29日に複数の案が示されたところであります。

市としては、まず示された複数案を検証する必要があると考えております。

そのため、検証に時間を要するため、8月1日から当面1か月間、工事の一時中止を

することとしました。

また、今後、これらの案を参考にしながら、どのように進めることが最善であるか、どうしたらより早く安全な建物を地域の方々に提供できるかを検討してまいりたいと考えております。

なお、繰り返しになりますけれども、工事中止の理由としては、このまま工事を続けていても適切に施工ができないためであります。

繰り返しの工事中止になりましたことについて、中里市民センターの完成を待ち望んでいらっしゃる皆様には期待に応えられない形となり、大変申し訳なく思っております。工事中止に関する説明は以上となります。

委員長：ありがとうございました。

それでは、当局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

発言の際は挙手の上、委員長が指名した後に発言をお願いします。

千葉幸男委員。

千葉（幸）委員：工事監理者から問題があると指摘されて、強度を補強する設計をしたのだけでも、前のコンサルタント、設計をした人が修正の設計をしたのでしょうか。

委員長：千葉都市整備課長。

都市整備課長：おっしゃるとおりでございます。

前の設計者が再度修補を行っているところでございます。

委員長：千葉幸男委員。

千葉（幸）委員：それでも工事監理者がおかしいという、この設計では工事が進められないということなのでしょう、今説明したのは。

委員長：千葉都市整備課長。

都市整備課長：はい。

千葉（幸）委員：そういう業者、で、工事監理者からも言われたということでしょう。

都市整備課長：はい。

千葉（幸）委員：そのコンサルタントは、真剣になってやっているのですか、大体にして。

その企画にあった設計をやるはずなのだけれども、2回もそうなのです。

それでも駄目だって3回やるのですよ、そうすると。

また同じ業者がやるのですか。

委員長：千葉都市整備課長。

都市整備課長：その点についても、今後、工事監理者からいただいた案などを参考にしながら検討してまいりたいというように考えているところでございます。

委員長：千葉幸男委員。

千葉（幸）委員：こんなことなんて聞いたことがないですよ、大体にして。

私も長いこと、いろんなことに関わっているけれども、1業者が2回もやって、また駄目だなんて。

相当きちんとやっていかないと、完成したときに、なんだ、また駄目だったなんていうことになったらどうするのですか。

だから、施工監理とかというものは、もう徹底的にやってもらわないと、一番迷惑するのは中里市民センターを利用する人たちですよ、こんなに工期を延ばされて。

仮設の会議室なんて、業者に請求したほうがいいのではないですか、遅れた分は。

全くの過失ですよ、こんなの。

市がまるっきり50平米の会議室を持つなんていうのは、相手のそういうミスでもって、中里地域協働体はやむを得ずそういう状況になったのではないですか。

委員長：千葉都市整備課長。

都市整備課長：今、千葉委員からおっしゃられたとおり、今後につきましても業者ときちんとその信頼に応えられるように、施工のほうとか、あと監理のほうを進めてまいりたいというように考えているところでございます。

委員長：まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長：コンサル設計業者の責任というようなことのお話がありましたけれども、今回の仮会議室については遅れたせいだというようなことが理由にはなると思っております。

ただ、どうしてもその1回、別な問題でも中止をかけているものですから、そういうようなところのきちんとした整理も必要だろうと思っております。

そういう整理をする時間も必要だということで、こちらについてはこれからまた整理をさせていただきますし、以前にも、この損害賠償に関しては市の顧問弁護士ともいろいろ相談をさせていただいておりますので、そういう部分、これからの分についてはまた相談させていただきたいと思っておりますし、既にかかっている分がございまして、そういうものについては、今、請求する、まずはそちらのほうを請求するという準備を今進めているところであります。

委員長：武田委員。

武田委員：修正設計による工事の再開後という、このところですが、いずれ当初の設計を了として工事がスタートして、どこの時点かまでは工事着工したのですものね。

その工事着工したものを基本として残したまま、当市が求める基準に満たす設計に変更して、それで引き続き工事を行うという流れでいいのですよね。

そうすると、この施工業者なり工事監理者が新たに出てきた修正設計というようなものでは、求められるような工事は全くできないというのは、そもそも今まで工事を着工した分をゼロ時点にして、何ですか、修正ではなくてきちんとした当初からの市が求めたような設計書に基づいてやるとすれば問題ないのではないかと思うのですが、結果的に元々あったものに付け加えたって何ともならないとか、いろいろその辺の事情が分からないのでそこをもう少し詳しく説明してもらえませんか。

委員長：千葉都市整備課長。

都市整備課長：今、武田委員がおっしゃったとおりでございまして、内容といたしましては、その修正、修補は終わりました、建築確認、あとは仕様に基づくものができたわけでございますけれども、いわゆるその仕様に基づくために鉄筋を増やしたというようなことで、その柱の部分についてその鉄筋を入れようとするのですが、結局、覆い的なので、私も専門的なあれで申し訳ございませんけれども、それにコンクリートをかぶせると、十分なそのかぶせる部分が取れないというようなことが主な柱とかはりに、そういった部分が出ているというような状況で、設計図ではそのとおりなのですが、いざ施工すると、そういったものが出てくるというようなことを工事施工者と監理者から説明を受けているところでございます。

委員長：武田委員。

武田委員：根本的に解決の真っ当なやり方というのは、工事着工前のそういう状態に戻してもらって、発注した市の設計図どおりの最初の設計をきちんしたもので、ゼロ時点からやるということであれば、このようにあれもこれもと言って苦心して、結果的に、例えば計算上は満たしているけれども、実際に建っているものが本当にそれに対応出来るかどうかというのは未知数というようなもの、経験のないようなものが出来上がるような感じがします。

そういった中で、こういったことで一時、1か月中止をして、庁内で検討するということですが、検討する中では、大変失礼ですが、これに精通した方なり何なりの何というか御意見などを伺うとか、どのような手法で検討し、今のように私が申し上げたようなゼロからするということの検討も含まれますか。

委員長：千葉都市整備課長。

都市整備課長：今、武田委員がおっしゃったようなことも含まれて考えているところでございますが、専門的とかそういった手法につきましては、これから検討させていただきたいというように考えているところでございます。

委員長　：千葉栄生委員。

千葉（栄）委員：私からも何点かお伺いいたします。

今回の市民センターの件ですけれども、設計の疑義でまた見直しをかけて、新たな修正設計したもので建てようと思ったら不具合が生じているというところなのですけれども、当初の話だと、くいを打ち替えればいいのか、そういう話だったと思ったのですが、その段階でのひずみが生まれてきたのかというように自分では考えるのですけれども、先ほど武田委員からもありましたけれども、やはり施工業者のほうから3つの案でたしか修正案というか、工事の案が出されているというような話がありましたけれども、その中の一つに、全て真っさらにした状態に戻した案が含まれているのかどうかをお伺いいたします。

それともう一点、この仮会議室の設置についてなのですけれども、これはどのような会議室を想定というか、見積もっているのか。

そういう何か写真等があればいいのかと思うのですけれども、これが設置されるのは12月頃ということもあるので、寒い時期になってくるところで、エアコンがついているのか、暖房設備がつくのか、その辺もお伺いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

委員長　：千葉都市整備課長。

都市整備課長：千葉委員の御質問の中の真っさらな形での一からのものが含まれているのかというところでございますが、含まれてございます。

そして、それを検討するような形も考えているところでございます。

委員長　：伊藤いきがづくり課長。

いきがづくり課長：仮会議室でございますけれども、面積は資料にありますとおり50平米程度ということですので、そこの中には、まずエアコンは冷暖房はつけるということで、設備としては机とか椅子とかを置きまして、あとは電気設備としてはまずエアコンをつけるというような形で、会議室とかサークル活動に使えるような会議室にする予定です。

中里市民センターの目の前に設置する予定ですので、トイレとか、そういった付属、水回りとかそういったものはつけない予定です。

委員長　：千葉栄生委員。

千葉（栄）委員：仮会議室のことは了解いたしました。

最初の新たな設計というか、見直し工事の案なのですけれども、金額的なものというものが示されているのかどうか、その3つの案の中に、大体これぐらいの金額になりますというようなものも含まれているのかどうか、お伺いいたします。

委員長：千葉都市整備課長。

都市整備課長：おととい示された案にはその金額については含まれておりませんでした。

委員長：千葉栄生委員。

千葉（栄）委員：いずれにしろ、その3つの案が適用されるのかも含めて、これから検討するところなのですけれども、やはり先ほど武田委員からもありましたけれども、専門的な知見から見る必要は間違いなくあると思うのです。

こんな大失態がどんどん続いていくようなことがあっては、住民の本当に市に対する不安、不満が募ってくると思いますので、これは新たな設計も含めて、どの段階まで戻るかということもあると思うのですけれども、やはり安心・安全を届けるようなことが一番大事だと思うので、最高なものというか、本当に安心を届けられるような施設にするように検討してもらえればと思いますのでよろしく願いいたします。

委員長：岩淵委員。

岩淵委員：それでは、私から一問一答でお願いいたします。

まず、(5)の報告がされたというのは、いつの段階、いつ報告をされたのか、お尋ねします。

委員長：千葉都市整備課長。

都市整備課長：工事が始まって、担当者とやり取りしているのが10日過ぎたあたりからそういうのがありましたが、正式に監理者からいただいたのが6月20日、施工者からは7月4日に申出をいただいているところでございます。

委員長：岩淵委員。

岩淵委員：そうすると、これは、時系列的にその報告前の段階では、工事を中止した理由というのが、官製談合があったがゆえに中止をされていたわけですがけれども、今回の(5)の理由というのは、それとは関係なく、こういった報告がされたということによかったでしょうか。

委員長：千葉都市整備課長。

都市整備課長：岩淵委員のおっしゃるとおりでございます。

委員長：岩淵委員。

岩淵委員：そこら辺が最初の千葉幸男委員からもありましたけれども、我々の中では説明の中で、

6月通常会議で提案されて、説明を受けていたわけですが、逆にそれ自体が結果的に官製談合があったから提案しなかったというものはあれですが、提案されていたらまたこれ大きな問題になっていたということになると私は思うのですけれども、それは官製談合があったからなくなってよかったことにはなるのでしょうかけれども、やはりこのようなことの実態が、最初の千葉幸男委員と同じになるのですけれども、そもそもこういったものになっているやはり原因というものをどのようにまず捉えているのかどうか。

これは何も中里市民センターだけではなくて、今後いろいろな工事のものが出てきますけれども、こういったものがどんどん出てくることに関するやはり不安があるわけですが、どのように現段階でその原因についての要因を考えているのかどうかをお尋ねします。

委員長：千葉都市整備課長。

都市整備課長：今、全体につきましては岩淵委員のおっしゃるとおりで、そのときに提出されていればというようなことになれば少し手戻りになるような可能性があったかというようなことはそのとおりでございます。

要因についてでございますけれども、私もこちらに着任してからそういった話を何度も受けておりますけれども、根本的な要因というのはなかなか今思い至ってないのですが、ただおっしゃるように、これを整理していかなければ、今後の工事等についても大きな影響が出ると思しますので、一体、根本的な原因というのは何かというのは今後もう少し突き詰めて考えてみたいと思っております。

委員長：岩淵委員。

岩淵委員：ぜひそこら辺は要因、背景の分析をして、ほかの工事のときにも影響のないようにまずは分析をしていただきたいと思います。今回の中里市民センターで最後の質問になりますけれども、今回1か月間また中止をした中で検討されると言いますが、その方向性をいつの段階で、この8月中止している段階で出すのだと思うのですけれども、どの段階で出す見通しなのかどうかをお尋ねします。

委員長：千葉都市整備課長。

都市整備課長：今、岩淵委員おっしゃったとおり、1か月の中で出したいというようには考えておりますけれども、その根本的な原因などを追及するためには、今のところいつまでというのはお話しできないような状況でございます。

結論につきましては、今の段階では申し上げることはできません。

ただ、先ほど千葉栄生委員もおっしゃられましたけれども、安心な建物を皆様に提供していきたいというところで、そこを重点に考えてまいりたいと思っておりますので、今のところは申し上げられないということでございます。

委員長：千葉栄生委員。

千葉（栄）委員：今回の見直しの事案なのですけれども、これを地域の方への説明というものはどのように、いつ行われるのか考えているのか、お伺いいたします。

委員長：小野寺まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長：状況も含め、地域の方々、地元の方々に説明は必要だと思っております。なるべく早い時期だとは思っておりますが、示されました、先ほどどのように修正ができるのかという相談した内容の検証もしないまま、何かを選択できるかというところでもないだろうと思っております。

ただ、そういう結論はもう少し先になるのだと思いますけれども、今回、明日からまたこの工事の一時中止を行うというようなこともありますので、なるべく早いうちに地元にはまた工事が延びるのだというようなことは説明をしたいと思っております。

委員長：武田委員。

武田委員：先般の本会議のときに、てんまつ書の答弁がありました。

私はてんまつ書を上げさせるべきだという話をした本人でございますが、その中身等について披瀝できるのであれば披瀝をして、いつ頃どういう形でどんな内容のものが上がってきて、それに対する対応をどうしたのか確認したいと思っております。

委員長：暫時休憩します。

（休憩 14：59～15：00）

委員長：再開します。

千葉都市整備課長。

都市整備課長：武田委員の御質問にお答えいたします。

5月1日にてんまつ書が提出されてございます。

ですから、1回目の工事中止の時点でございますけれども、その際には今回のその、前回ののですけれども、原因究明と再発防止策を講じるというような内容でてんまつ書をいただいております。

契約を履行するための職場内のコミュニケーションの重要性や、あとは契約書、仕様書などをよく理解して事故のないように努めるというような内容でいただいているところでございます。

委員長：武田委員。

武田委員：今回のこのようなことに至った経緯の原因というかは、どのように捉えているという

ようなてんまつ書の内容ですか。

委員長：千葉都市整備課長。

都市整備課長：今のてんまつについては、1回目の工事中止のてんまつについてございまして、2回目については。

委員長：武田委員。

武田委員：1回目のてんまつ書の中で、少し私が聞き漏らしたかもしれませんが、社内のどうのこうのというのは今後の対策については分かりましたけれども、何が原因だったという原因究明はできたというようなてんまつ書でしたか。

委員長：千葉建設次長。

都市整備課長：こちらからの指摘について、1点1点、例えば、容積の計算がちょっとできていなかったとか設計図書の不整合があったというような形で、一つ一つについては、こういう形だということの説明でてんまつ書は提出されているところでございます。

委員長：武田委員。

武田委員：ちょっとそれでは原因究明になっていません。

指摘されたことに応えるというのは原因究明ではありませんからね。

社内のどこに、例えば皆さんですと、それぞれのところで確認を何人でもやるとかということをして最終的に上げてやるとかとかいう、そういう社内のルール化とかなんとかが守られていたか守られていないとか、そういうことのこうこう、かくかくしかじかの原因で今お話しのお話の個々のものがこうであったのだということなのだろうと思います。

でも、そういうそのてんまつ書をいただいて、そのまま了とすること自体が、私にとっては満足ではないと思いますがいかがですか。

委員長：千葉建設次長。

建設次長：おっしゃるとおり、ちょっと究明についてはあれですが、再発防止については、今おっしゃられたように社内でのそご不整合が生じた場合のチェック体制を厳重にしていくと、綿密にしていくなような内容で対策を取るといようなことでてんまつが出されているところでございます。

委員長：ほか質疑の方はありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 : なければ、質疑を終わります。

以上で、中里市民センター建設工事についての調査を終わります。

委員長として、申し上げますけれども、まず今回の中里市民センターについては、全く考えられないようなケースが続いて、最終的には市民の皆さん、利用者の皆さんに大変な不安を与えていると、ひいては市に対する信頼を失っているということで、では、いつ完成するのだと言われても明確な工期も示せないということで大変遺憾だというか大変そういう状況だと思っています。

これを審査する当委員会としても、非常に何とか本当に審議するほうも審査するほうも大変でございます。

事の重大さに鑑みまして、ひとつ、しっかりした対応をしながら、1日も早く安心な施設が建設が進むように、特段のお取り組みをお願いしたいと思います。

まちづくり推進部長、都市整備課長はじめ、職員の皆さんには、お忙しいところ御出席いただき、ありがとうございました。

ここで、職員退席のため、暫時休憩します。

(休憩 15:06~15:11)

委員長 : それでは、再開します。

次に、その他に入ります。

次回の委員会について協議いたします。

暫時休憩します。

(休憩 15:12~15:19)

委員長 : それでは再開します。

次回の委員会についてお諮りいたします。

次回は、8月20日火曜日に委員会を開催し、現地視察を行いたいと思いますが、さよう決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」 の声あり)

委員長 : 異議ありませんので、さよう決しました。

なお、日程等の詳細につきましては、正副委員長で調整し、後日連絡いたします。

そのほか、委員の皆さんから何かございませんか。

(「なし」 の声あり)

委員長 : なければ、その他を終わります。

これをもって、本日の委員会を終了します。

御苦労さまでした。

(午後 3 時 20 分 終了)